

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和4年3月

長 洲 町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農
の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標そ
の他農用地の利用関係の改善に関する事項

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第5 その他

別紙1 第4の1(1)⑥関係

別紙2 第4の1(2)関係

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

長洲町は、熊本県北部に広がる玉名平野の西部に位置し、その立地条件を生かして水稻、小麦を主体とする農業生産を展開し、また施設園芸において、高収益性の作目、作型を導入し、地域として産地化を図っています。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとします。

長洲町の農業構造については、昭和40年代から当町への重工業を中心とした企業進出が著しく増加したため第2種兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化しています。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化や、一部の規模拡大志向農家による小麦作付けの増大が進み流動化が見られます。

2 基本的方向

長洲町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、人・農地プランの実質化を進めつつ将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとしています。

このため、他産業の所得や労働時間、更には現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中して実施します。

また、SDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図っていきます。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、長洲町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり300万円以上、1経営体当たり600万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指します。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成

長洲町は、農業協同組合・熊本県県北広域本部玉名地域振興局などと連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行います。また、共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益配分及び経営方針・計画の決定など内容の充実を図ります。

認定農業者に対しては、経営改善計画の目標達成に向けて、専門家による助言・指導や農家経営支援システムによる経営状況に応じたきめ細かい生産技術や経営の指導を行います。

また、経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供と併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行います。

農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行います。また、農業法人に対しては先進事例研修会や、労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援します。

また、企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策や地域活性化の一環としての位置付け、参入する地域や農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

イ 地域営農組織の育成

農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、人・農地プランの実質化に向けた話し合いを推進し営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、農業経営相談所から支援チームを派遣し、経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

また、経営基盤を強化するため、組織の再編や統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援

します。小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援します。

さらに、取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等の開催や、持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材を育成します。

ウ 農地の効率的な利用の促進

担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。特に、町内各地に耕作地が分散している大規模農家の耕作地については、農地中間管理事業の活用等により、経営体毎の団地形成を推進します。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、農業協同組合、農地中間管理機構との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

農地の持続的な活用を図るため、地域による耕作放棄地の発生防止の活動、水路や農道等の保全管理にかかる活動を推進します。

また、農地を「売りたい」「貸したい」という情報をデータベース化し広く提供するシステムの構築を目指し、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（GIS）の利活用などを推進します。

エ 時代の変化に対応した「稼げる農業」の更なる加速化

農業所得の確保と最大化のために、これまで取り組んできた「稼げる農業」に向けた取組を加速させます。

具体的には、農業所得（ P ：価格の上昇× Q ：安定した生産賞の確保－ C ：コストの低減）の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取組みを加速させた上で、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進します。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進します。

また、農業生産の礎である農業水利施設の老朽化対策が課題となっている中、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取組みに加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化等を支援します。また、農業協同組合の枠組みを超えた集出荷施設・選果施設の広域利用を進めるとともに、出荷ピーク時における労働力と施設のフル活用、長期活用を図ります。

さらに、多様化する国内外の消費ニーズを的確に捉え、生産部門と連携した供給体制の構築を進めるとともに、県産農産物の販売チャンネルに対応した販売支援と情報発信に取り組み、販路拡大を図ります。また、農産物の販路拡大の一つの手段として輸出の拡大に取り組み、新たなルートの開拓支援や海外展開に向けた環境整備等に取り組みます。

加えて、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図ります。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状

長洲町では平成29年度から令和3年度の5年間で新規就農者は3名である。

従来からの基幹作物である水稻、小麦や近年拡大が見られる施設園芸の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

アに掲げる状況を踏まえて、長洲町は青年層に農業を職として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていきます。

(ア) 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用農業者を含む新規就農者の確保目標年間600人を踏まえ、長洲町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加に努めます。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

長洲町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生活が成り立つ年間農業所得として（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とします。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた長洲町の取組

上記に掲げるよう新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

また、これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図っていきます。併せて、中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを実施します。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に長洲町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、長洲町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

(1) 類型設定の基準

①個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な経営パターンとします。

(ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンとします。

②協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンとします。

(2) モデル経営類型

1 個別経営体

①家族経営

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本整備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦 +大豆	水稲 1,000 麦 1,600 大豆 600 内作業受託 (水稲、麦、大豆 基幹3作業) 200	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な機械化体系 圃場の汎用化と団地化 多品種、多様な栽培法による作期の延長 低コスト技術の導入(直播、疎植栽培等) 	<ul style="list-style-type: none"> 田植機 5条 水稲直播機 6条 自脱型コンバイン 4条2台 トラクター(43,36ps) スプレヤー 機械倉庫 麦・大豆播種機 大豆コンバイン(共有) 	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 家族協定の締結 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ +水稲	葉たばこ 200 水稲 100	<ul style="list-style-type: none"> 高架型機械作業による作業の効率化 共同乾燥機械施設の利用 わき芽抑制剤の適正使用 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥散布機 成畦被覆機 高架型作業機 乾燥施設(共同) 		
冬春ミニトマト	冬春ミニトマト 44	<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力活用による高品質生産 気象災害に強い耐候性ハウスの導入 優良品種の選定導入 土壌病害対策(土づくり、太陽熱土壌消毒) 自動開閉装置等導入による省力化 栽培管理の徹底 減農薬・減化学肥料栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 硬質フィルムハウス 低コスト耐候性ハウス 連棟ハウス 暖房機 細霧装置 自動開閉装置 灌水施設 2重カーテン 		

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本整備		
冬春トマト	冬春トマト 80	<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力活用による高品質生産 気象災害に強い耐候性ハウスの導入 優良品種の選定導入 土壌病害対策（土つくり、太陽熱土壌消毒） 自動開閉装置等導入による省力化 栽培管理の徹底 減農薬・減化学肥料栽培 	<ul style="list-style-type: none"> 硬質フィルムハウス 低コスト耐候性ハウス 連棟ハウス 暖房機 細霧装置 自動開閉装置 灌水施設 2重カーテン 	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 家族協定の締結 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期の臨時雇用の確保
なす+かぼちゃ+ソラマメ	なす（露地）100 なす（施設）60 かぼちゃ 20 ソラマメ 20	<ul style="list-style-type: none"> 促成栽培 共同選果施設利用 購入苗の利用 雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） 	<ul style="list-style-type: none"> パイプハウス 軽トラック 動力噴霧器 管理機 畦立て同時マルチ張り機 		
梨（ハウス+露地）	新高 70 幸水 50 （内ハウス）20 豊水 30	<ul style="list-style-type: none"> スピードスプレーヤー防除 雇用労働力活用 	<ul style="list-style-type: none"> スピードスプレーヤー 連棟ハウス 暖房機 灌水装置 		
酪農	水稲 300 搾乳牛 30頭 育成牛 20頭 イタリアグラス 350 ソルゴ・トウモロコシ 350	<ul style="list-style-type: none"> 能力検定による牛群の検定 良質飼料確保による年間平均給与の確立 暑熱対策施設の改善整備 	<ul style="list-style-type: none"> 搾乳、育成牛舎 トラクター スプレヤー ローラー ラップマシン モーターコン テッダー 堆肥舎 尿溜槽 マニアスプレッター バキュームカー 		
肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 80頭	<ul style="list-style-type: none"> 牛房群育 分娩間隔12.5ヶ月 供用産次7産 雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） 	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎 たい肥舎 ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 作業機械一式 		

②法人経営

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本整備		
冬春トマト	冬春トマト 120	<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力活用による高品質生産 気象災害に強い耐候性ハウスの導入 優良品種の選定導入 土壌病害対策（土つくり、太陽熱土壌消毒） 自動開閉装置等導入による省力化 栽培管理の徹底 減農薬・減化学肥料栽培 生産工程管理の徹底（GAP） 	<ul style="list-style-type: none"> 硬質フィルムハウス 低コスト耐候性ハウス 連棟ハウス 暖房機 細霧装置 自動開閉装置 灌水施設 2重カーテン 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 労災保険等への加入 社会保険への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 雇用労働力の導入

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本整備		
キャベツ+青ネギ	夏秋キャベツ 1,400 青ネギ 50	<ul style="list-style-type: none"> ・条施肥(減肥) ・セル苗の機械移植 ・ほ場配水対策(根こぶ病)の徹底 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック ・動噴 ・運搬車 ・草刈機 ・農薬タンク ・トラクター ・畝立て機 ・移植機 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
ばれいしょ+アスパラガス	ばれいしょ(春作) 70 ばれいしょ(秋作) 10 アスパラガス 10	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模農地での大規模栽培 ・機械化 ・そうか病、疫病対策の徹底 ・雇用労力の活用(常時雇用、臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター ・トラック ・運搬車 ・管理機 ・動力噴霧器 ・ブームスプレイヤー ・堆肥散布機 ・土壌消毒機 ・植付機 ・マルチャー ・掘取機 ・茎葉処理機 ・半自動定植機 		
えのき茸	えのき茸 70	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理能力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培棟 ・自動包装機 ・自動収穫機 ・自動計算器 		

2 協業経営体 ア 協業経営

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
			資本整備		
水稻+小麦+作業受託	水稻 3,000 小麦 4,800 大豆 1,800	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの土地利用の構築 ・低コスト・省力機械化体系 ・多品種、多様な栽培法による作期調整 ・低コスト技術の導入(直播、疎植栽培) ・専任オペレーター制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・格納作業舎 ・トラクター ・水田ロータリー ・乗用田植機 ・汎用型コンバイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に長洲町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、長洲町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

(1) 経営類型

①個別経営体

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本整備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦 +大豆	水稲 300 麦 500 大豆 200	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・圃場の汎用化と団地化 ・疎植及び暖効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は組織に依頼	・田植機4条1台 ・自脱型コンバイン ・トラクター ・麦、大豆播種 ・乗用管理ビークル ・麦・大豆播種機 ・育苗ハウス	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ +水稲	葉たばこ 80 水稲 60	・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稲の基幹作業は組織に委託	・堆肥散布機1台 ・成畦被覆機1台 ・高架型作業機 ・乾燥施設(共同) ・トラクター		
冬春ミニトマト	冬春ミニトマト 15	・雇用労働力活用による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・優良品種の選定導入 ・土壌病害対策(土づくり、太陽熱土壌消毒) ・自動開閉装置等導入による省力化 ・栽培管理の徹底 ・減農薬・減化学肥料栽培	・硬質フィルムハウス ・低コスト耐候性ハウス ・連棟ハウス ・暖房機 ・細霧装置 ・自動開閉装置 ・灌水施設 ・2重カーテン		
冬春トマト	冬春トマト 17	・雇用労働力活用による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・優良品種の選定導入 ・土壌病害対策(土づくり、太陽熱土壌消毒) ・自動開閉装置等導入による省力化 ・栽培管理の徹底 ・減農薬・減化学肥料栽培	・硬質フィルムハウス ・低コスト耐候性ハウス ・連棟ハウス ・暖房機 ・細霧装置 ・自動開閉装置 ・灌水施設 ・2重カーテン		
梨 (ハウス+露地)	新高 30 幸水 20 (内ハウス) 10 豊水 10	・スピードスプレイヤー防除 ・雇用労働力活用	・スピードスプレイヤー ・連棟ハウス ・暖房機 ・灌水装置		

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本整備	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	水稲 120 搾乳牛 12頭 育成牛 8頭 イタリアンライグラス 140 ソルゴ・トウモロコシ 140	<ul style="list-style-type: none"> 能力検定による牛群の検定 良質飼料確保による年間平均給与の確立 暑熱対策施設の改善整備 	<ul style="list-style-type: none"> 搾乳、育成牛舎 トラクター スプレヤー ロールベーター ラップマシン モアーコン テッター 堆肥舎 尿溜槽 マニアスプレッター バキュームカー 	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期の臨時雇用の確保
肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 40頭	<ul style="list-style-type: none"> 牛房群育 分娩間隔12.5ヶ月 供用産次7産 	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎 たい肥舎 作業機械一式 		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

また、地域の特性に応じた農地集積の取組みを積極的に進めます。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
<p style="text-align: center;">面積のシェア 80%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努めます。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。

2 目標年次は令和11年（2029年）とします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

長洲町では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

また、ミニトマトを中心とした施設園芸と水稻による複合経営が多く、認定農業者等の担い手も多いが、条件が良い農地の確保のためには、土地利用型農業における農地の利用集積と併せて効率化を図ることが必要です。

加えて、小規模な稲作を主とする兼業農家も多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいません。

なお、長洲町北西部では、傾斜地を利用して梨を中心とした果樹園も随所にみられるが、高齢化や人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあります。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

長洲町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要であります。

また、小規模兼業農家が多い地区では、高齢化と人口減少のため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要であります。

(3) 農地利用のビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

長洲町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進します。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施します。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備します。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

長洲町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、長洲町農業の地域特性、水稻＋小麦の他複合経営（施設園芸＋水稻）を中心とした農業生産の展開や特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

長洲町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部の腹赤地区においては、県営圃場整備事業の実施が進められており、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定等を推進し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。
- イ 一部中山間地域に指定されている旧六栄村地区においては、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努めます。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
 - ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50

第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人の利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 長洲町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 長洲町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 長洲町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 長洲町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 長洲町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 長洲町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おう

とする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、長洲町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 長洲町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 長洲町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区が、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 長洲町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 長洲町は、（5）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、長洲町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 長洲町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

長洲町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

長洲町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を長洲町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

長洲町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

長洲町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 長洲町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 長洲町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 長洲町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を長洲町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 長洲町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進します。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

長洲町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農

用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整や大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は当該単位）とするものとする。なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の作業の実施、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員と役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号を長洲町に提出して、農用地利用規程について長洲町の認定を受けることができる。

② 長洲町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 長洲町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を長洲町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」と言う。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」と言う。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 長洲町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするも

のであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 長洲町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 長洲町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、長洲町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

長洲町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

長洲町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を

開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととします。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2(3)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合などと連携しながら、ホームページやSNS、就農相談会等を活用して就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

長洲町が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県北広域本部玉名地域振興局、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合、くまもと農業経営継承支援センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくりまします。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化するとともに、長洲町認定農業者協議会への参加を促します。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施します。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合、長洲町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 長洲町は県下一円を区域として特例事業を行う公益財団法人熊本県農業公社（農地中間管理機構）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図ります。
- ② 長洲町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとします。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

長洲町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 長洲町は、浦川地区県営圃場整備事業（平成4年度～平成13年度）、赤崎地区県営圃場整備事業（平成元年度～平成7年度）、菰屋地区県営圃場整備事業（平成6年度～平成13年度）、第一腹赤地区経営体育成事業（平成19年度～平成23年度）、第二腹赤地区経営体育成事業（平成29年～令和

4年度（予定）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図ります。

イ 長洲町は、第三腹赤地区圃場整備事業の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めます。

ウ 長洲町は、長洲町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作・転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努めます。

（3）推進体制等

① 事業推進体制等

長洲町は、農業委員会、熊本県北広域本部玉名地域振興局、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員の代表者等をもって構成する長洲町担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとします。長洲町担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、長洲町は、このような協力の推進に配慮します。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

別紙1{第4の1(1)⑥関係}

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき長洲町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る 販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>